

大阪歯科大学学位規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第13条第1項の規定により、大阪歯科大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定める。

2 学位の授与に当たっては、大阪歯科大学歯学部歯学科（以下「歯学部歯学科」という。）、大阪歯科大学医療保健学部口腔保健学科（以下「医療保健学部口腔保健学科」という。）、大阪歯科大学医療保健学部口腔工学科（以下「医療保健学部口腔工学科」という。）及び大阪歯科大学看護学部看護学科（以下「看護学部看護学科」という。）又は大阪歯科大学大学院歯学研究科（以下「歯学研究科」という。）及び大阪歯科大学大学院医療保健学研究科（以下「医療保健学研究科」という。）における教育又は教育研究活動の強化及び教育活動水準又は教育研究活動水準の向上の効果を反映させるよう自己点検及び自己評価を行うものとする。

第2章 学位

(大阪歯科大学において授与する学位)

第2条 本学において授与する学位は学士、修士、博士とし、学位規則第10条の規定により学位に付記する専攻分野の名称は以下のとおりとする。

歯学部歯学科	学士（歯学）
医療保健学部口腔保健学科	学士（口腔保健学）
医療保健学部口腔工学科	学士（口腔工学）
看護学部看護学科	学士（看護学）
歯学研究科	博士（歯学）
医療保健学研究科（修士課程）	修士（口腔科学）
医療保健学研究科博士課程（後期）	博士（口腔科学）

(学士の学位授与資格)

- 第3条 学士(歯学)の学位は、大阪歯科大学学則(以下「学則」という。)第37条の規定に基づき、歯学部歯学科に所定の年限在籍し、所定の課程を修了し、別に定める卒業要件を満たす者に対して授与する。
- 2 学士(口腔保健学)の学位は、学則第37条の規定に基づき、医療保健学部口腔保健学科に所定の年限在籍し、所定の課程を修了し、別に定める卒業要件を満たす者に対して授与する。
- 3 学士(口腔工学)の学位は、学則第37条の規定に基づき、医療保健学部口腔工学科に所定の年限在籍し、所定の課程を修了し、別に定める卒業要件を満たす者に対して授与する。
- 4 学士(看護学)の学位は、学則第37条の規定に基づき、看護学部看護学科に所定の年限在籍し、所定の課程を修了し、別に定める卒業要件を満たす者に対して授与する。

第3章 大学院歯学研究科

(課程博士(歯学)の学位授与資格)

- 第4条 学位規則第4条第1項の規定により、課程博士(歯学)の学位は、大阪歯科大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第10条第1項に規定する大学院博士課程(以下「博士課程」という。)に所定の年限在学し、所定の単位を修得した者が、在学中に第13条第1項規定の課程博士(歯学)の学位論文審査及び最終試験に合格した場合に授与する。

(課程博士(歯学)の学位論文審査手続未完了者の取扱い)

- 第5条 大学院学則第10条第1項に規定する所定の年限博士課程に在学し、所定の単位を修得した者で、第7条規定の課程博士(歯学)の学位論文審査のための所定の手続を行わなかったものは、退学させるものとする。ただし、学位取得のため引き続き在学を希望する場合は、所定の様式により学長に在学期間の延長を願い出るものとする。
- 2 前項の在学期間の延長は原則1年以内とするが、研究科会議の議を経てさらに延長を認める場合がある。在学期間を延長した場合でも最長在学年限を超えることはできない。

(論文博士(歯学)の学位授与資格)

- 第6条 学位規則第4条第2項の規定により、博士課程の学位論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対して博士(歯学)の学位(以下「論文博士(歯学)の学位」という。)が授与される者は、別

表第1に規定する研究機関のうちいずれか一つにおいて、又は同一の若しくはいずれかの二つにまたがって別表第1及び別表第2規定の所定の期間（以下「研究経歴年数」という。）研究に従事する者（以下「論文博士（歯学）学位授与資格者」という。）のうち、第14条規定の論文博士（歯学）の学位論文審査、試験及び学力確認の試問に合格したものとする。

2 論文博士（歯学）学位授与資格者が前項規定の同一の又はいずれかの二つの研究機関にまたがって引継いで研究に従事した場合においては、その研究経歴年数は次の各号に定めるとおり認めるものとする。

(1) 研究機関番号1、2、3、4又は5の研究機関において研究に従事し、かつ、以上の各研究機関の同一の又はいずれかの二つにまたがって引継いで研究に従事した場合の研究経歴年数は、それぞれの研究機関における研究経歴年数を合算した年数とする。ただし、研究機関1又は3における本文規定の研究経歴年数は申請時3年以上継続して在籍しなければならない。

(2) 研究機関番号6、7又は8の研究機関において研究に従事し、かつ、研究機関番号1、3又は4の研究機関とまたがって引継いで研究に従事した場合の研究経歴年数は、それぞれの研究機関における研究経歴年数を合算した年数とする。ただし、研究機関1、3又は4における本文規定の研究経歴年数は申請時3年以上継続して在籍しなければならない。

3 論文博士（歯学）学位授与有資格者が別表第1に規定する研究機関番号6、7又は8の研究機関において研究に従事した場合は、当該研究機関における研究経歴年数のいかににかかわらず、論文博士（歯学）の学位授与申請をする資格のあることが、大阪歯科大学大学院歯学研究科博士（歯学）学位授与申請予備審査規程（以下「予備審査規程」という。）による予備審査によってあらかじめ認定されており、かつ、大学院歯学研究科会議（以下「歯学研究科会議」という。）において承認されていなければならない。ただし、前項第2号の規定に該当する場合は、この限りでない。

4 次の各号に規定する研究の年数又は期間は、研究経歴年数に含まれないものとする。

(1) 歯科医師臨床研修中の歯科医師、医師臨床研修中の医師若しくは本学における研修生若しくは臨床研修員、診療系教員及び診療科教員並びに病院医員を除くその他医療教員として研修した年数又はそれに準ずる制度若しくは機関において研修した年数

(2) 研究機関番号6、7又は8の研究機関において研究に従事し、かつ、当該研究機関において博士又は修士の学位を授与された場合は、当該研究機関における医学又は歯学若しくは医学以外の自然科学系の博士又は修士の学位授与に係る研究に従事した期間

5 予備審査規程は、別に定める。

(課程博士(歯学)の学位授与審査願の手続)

第7条 課程博士(歯学)の学位授与を受けようとする場合は、所定の課程博士(歯学)学位論文審査願に博士(歯学)学位論文並びに所定の博士(歯学)学位論文目録、履歴書及び博士(歯学)学位論文内容要旨を添えて、学長に願出するものとする。

2 前項に規定する博士(歯学)学位論文が、第10条第4項の規定に該当する場合は、前項規定の提出書類のほかに、第10条第5項の規定を遵守することの誓約書を提出するものとする。

3 博士(歯学)の学位を授与された日から1年以内に博士(歯学)の学位論文を印刷公表する場合は、前項規定の提出書類のほかに、別に定める博士(歯学)学位論文の学会発表並びに未印刷公表博士(歯学)学位論文の原稿記載及び印刷公表に関する細則(以下「博士(歯学)学位論文発表細則」という。)第4条第4号規定の未印刷公表論文掲載証明書を提出するものとする。

(論文博士(歯学)の学位授与申請の手続)

第8条 論文博士(歯学)の学位授与申請をする場合は、所定の論文博士(歯学)学位授与申請書に博士(歯学)学位論文並びに所定の博士(歯学)学位論文目録、履歴書、博士(歯学)学位論文内容要旨を添えて、学長に提出するものとする。

2 前項に規定する博士(歯学)学位論文が、第10条第4項の規定に該当する場合は、前項規定の提出書類のほかに、第10条第5項の規定を遵守することの誓約書を提出するものとする。

3 博士(歯学)の学位を授与された日から1年以内に博士(歯学)の学位論文を印刷公表する場合は、博士(歯学)学位論文発表細則第4条第4号規定の未印刷公表論文掲載証明書を提出するものとする。

(博士(歯学)学位授与審査願及び博士(歯学)学位授与申請の手続書類)

第9条 前2条規定の博士(歯学)学位論文審査願は博士(歯学)学位授与申請書、博士(歯学)学位論文目録、履歴書、博士(歯学)学位論文内容要旨及び誓約書の様式および提出部数並びに博士(歯学)学位論文及び未印刷公表論文掲載書の提出部数は、別表第3に定めるとおりとする。

(博士(歯学)学位論文及び参考論文)

第10条 第7条及び第8条に規定する博士(歯学)学位論文は、歯学研究科専門課程の各専門分野に関する独創的な研究によって従来 of 学問水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与する内容を有する歯科領域の学術論文であり、かつ、博士(歯学)学位

論文発表細則に基づいているものでなければならない。

- 2 博士（歯学）学位論文は1編とする。ただし、参考として他の論文（ただし、臨床症例報告は除く。以下「参考論文」という。）を添えることができる。
- 3 前項ただし書きに規定する参考論文は、専門学会誌に印刷公表された学術研究論文でなければならないし、また当該参考論文が共著であるときは、博士（歯学）学位授与申請者本人（以下「申請者本人」という。）以外の共著者の博士又は修士の学位論文として利用することはできない。参考論文の提出部数は、別表第3に定めるとおりとする。
- 4 課程博士（歯学）及び第6条別表第1に規定する研究機関番号1、2、3、4、5の研究機関において研究に従事した論文博士（歯学）学位授与資格者が博士（歯学）学位授与申請をする場合の博士（歯学）学位論文は、邦文については博士（歯学）学位論文発表細則第3条規定の共同発表者2名までを、共著者としてもよい。英文については同細則第3条規定の共同発表者6名までを共著者としてもよい。ただし、邦文及び英文の当該博士（歯学）学位論文に最初に記載する著者名（ファーストオーサー名）は申請者本人の氏名でなければならない。
- 5 第4項規定の博士（歯学）学位論文は、その共著者の博士（歯学）又は他の博士若しくは修士の学位授与申請の学位論文に利用することはできない。
- 6 前項の規定に違反したときは、第24条第1項の規定を適用する。

（博士（歯学）学位授与申請手続書類の確認並びに博士（歯学）学位授与審査調査委員の選出）

- 第11条 歯学研究科大学院委員会は、前4条の規定に基づき提出された博士（歯学）学位授与審査又は博士（歯学）学位授与申請に関する諸手続書類を確認するものとする。ただし、本文に規定する確認の結果、手続書類に不備が認められる場合は、訂正を命じ、再提出させるものとする。
- 2 最終試験又は試験及び試問を行う博士（歯学）学位授与審査調査委員（以下「調査委員」という。）を3名とし、歯学研究科会議において大学院教授の中から投票により選出するものとする。3名のうち1名を投票により主査とし、2名を副査とする。なお、大学院教授が不在の専攻科から学位申請があった場合は当該専攻科の大学院准教授を副査とすることができるものとする。
 - 3 前項の副査は、歯学研究科大学院委員会において必要があると認めた場合は、その数を増すことができる。また、大学院准教授又は他大学等の教員等を副査に加えることができる。
 - 4 本条第1項規定の確認が終了した場合においては、博士（歯学）学位論文、博士（歯学）学位論文目録、履歴書及び博士（歯学）学位論文内容要旨は、大学院教授に配付しなければならない。

(博士(歯学) 学位授与申請受理)

第12条 歯学研究科会議は、前条第4項の規定に基づき、配付された博士(歯学) 学位論文、博士(歯学) 学位論文目録、履歴書及び博士(歯学) 学位論文内容要旨に基づいて、課程博士(歯学) の学位論文審査願又は論文博士(歯学) の学位授与申請の受理の可否を審議し、採決するものとする。

(課程博士(歯学) の学位授与審査)

第13条 第12条の規定により、課程博士(歯学) の学位論文審査願が受理された者は、大阪歯科大学大学院歯学研究科博士(歯学) 学位授与調査会規程(以下「博士(歯学) 学位調査会規程」という。)に基づき開催される大阪歯科大学大学院歯学研究科博士(歯学) 学位授与調査会(以下「博士(歯学) 学位調査会」という。)において、大阪歯科大学大学院歯学研究科課程博士(歯学) の学位論文審査及び最終試験に関する細則(以下「課程博士(歯学) の学位授与審査細則」という。)に基づき、調査委員による博士(歯学) 学位論文審査並びに質疑及び討論を、また別に調査委員による最終試験を受けるものとする。調査委員は大阪歯科大学大学院歯学研究科博士課程学位論文審査基準(以下「歯学研究科学位論文審査基準」という。)に基づき、評価を行うものとする。

2 博士(歯学) 学位調査会規程及び課程博士(歯学) の学位授与審査細則並びに歯学研究科学位論文審査基準は、別に定める。

(論文博士(歯学) の学位授与審査)

第14条 第12条の規定により、論文博士(歯学) の学位授与申請が受理された者は、博士(歯学) 学位調査会規程に基づき開催される博士(歯学) 学位調査会において、大阪歯科大学大学院歯学研究科論文博士(歯学) の学位授与申請に係る博士(歯学) 学位論文審査、試験及び学力確認の試問に関する細則(以下「論文博士(歯学) の学位授与審査細則」という。)に基づき、調査委員による博士(歯学) 学位論文審査並びに質疑及び討論を、また別に調査委員による試験並びに歯学全般及び外国語についての試問を受けるものとする。

2 論文博士(歯学) の学位授与審査細則は、別に定める。

(博士(歯学) 学位授与審査の報告)

第15条 前2条に規定する博士(歯学) 学位授与審査が終わった場合は、調査委員は直ちにその担当した博士(歯学) 学位論文審査結果の要旨及び調査委員の氏名、最終試験又は試験及び学力確認の結果の要旨及び調査委員の氏名並びに大阪歯科大学大学院歯学研究科博士(歯学) 学位論文内容要旨及び大阪歯科大学大学院歯学研究科博士

(歯学) 学位論文審査結果要旨の公表報告書を、所定の様式により、歯学研究科会議に報告するものとする。

(博士(歯学)の学位授与の議決)

第16条 歯学研究科会議は、前条の報告に基づき、博士(歯学)の学位授与の議決を行う。

- 2 博士(歯学)の学位授与の議決は、歯学研究科会議構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上が賛成しなければならない。

(博士(歯学)の学位授与の認証と博士(歯学)の学位記の授与)

第17条 学長は、前条の規定によって博士(歯学)の学位を授与できると議決された者に対して、歯学研究科大学院委員会の認証を経て、博士(歯学)の学位を授与するものとする。

- 2 博士(歯学)の学位記の様式は、様式第14及び様式第15のとおりとする。
- 3 学長は、博士(歯学)の学位を授与できない者に対しても、その旨を本人に文書で通知するものとする。

(博士(歯学) 学位論文内容要旨および博士(歯学) 学位論文結果の要旨の公表)

第18条 学長は、博士(歯学)の学位を授与した場合は、学位規則第8条の規定に基づき、当該博士(歯学)の学位を授与した日から3か月以内に、その博士(歯学) 学位論文内容要旨及び博士(歯学) 学位論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士(歯学) 学位論文の公表)

第19条 博士(歯学)の学位を授与された者は、学位規則第9条第1項の規定により、当該博士(歯学)の学位が授与された日から1年以内に、その博士(歯学) 学位論文を本学の協力を得て、インターネットの利用により公表するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ないと認められる理由により、博士(歯学)の学位が授与された日から1年以内に当該博士(歯学) 学位論文の公表ができない場合は、本人が文書をもって直ちに学長に届け、歯学研究科大学院委員会及び歯学研究科会議の許可を得て、当該博士(歯学) 学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとする。この場合において本学は、当該博士(歯学) 学位論文の全文を、求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 当該博士(歯学) 学位論文を印刷公表した場合は、直ちに様式第16の博士(歯学) 学位論文印刷公表届に印刷公表した博士(歯学) 学位論文の別刷を添えて、本人から学長に届出るものとする。

4 第1項、第2項の規定に違反したときは、第24条第2項及び第3項の規定を適用する。

(博士(歯学)の学位の名称の使用)

第20条 本学において博士(歯学)の学位の授与を受けた者が博士(歯学)の学位の名称を用いるときは、学位規則第11条の規定により、大阪歯科大学と付記するものとする。

(博士(歯学)の学位授与の報告)

第21条 学長は、博士(歯学)の学位を授与したときは、博士(歯学)学位簿に登録して、学位規則第12条の規定に基づき、当該博士(歯学)の学位を授与した日から3か月以内に博士(歯学)の学位授与の報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(博士(歯学)の学位記の滅失又は紛失)

第22条 事故により博士(歯学)の学位記を滅失または紛失した場合においても、博士(歯学)の学位記は再交付しない。ただし、滅失理由又は紛失理由を付して、本人から学長宛に申出がある場合においては、博士(歯学)の学位記記載事項証明書を交付できるものとする。

2 博士(歯学)の学位記記載事項証明書交付願の様式は、様式第17のとおりとする。

(博士(歯学)の学位記記載事項変更届)

第23条 博士(歯学)の学位を授与された者が、改姓名または本籍地の変更をした場合は、その旨を学長に文書をもって届出なければならない。

(博士(歯学)の学位授与の取消し)

第24条 博士(歯学)の学位を授与された者が、学位規程に違反する方法若しくはその他不正の方法によって博士(歯学)の学位の授与を受けた事実が判明した場合又はその荣誉を汚す行為があった場合は、学長は歯学研究科大学院委員会及び歯学研究科会議の議を経て、博士(歯学)の学位の授与を取消し、博士(歯学)の学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 学位規則第9条第1項の規定に違反した場合は、前項の規定を適用することができる。

3 歯学研究科会議及び歯学研究科大学院委員会において前2項の議決をする場合は、それぞれの会議の構成員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上が同意しなければならない。

第4章 大学院医療保健学研究科

第1節 修士課程

(修士(口腔科学)の学位授与資格)

第25条 学位規則第3条第1項の規定により、修士(口腔科学)の学位は、大学院学則第10条第2項に規定する医療保健学研究科(修士課程)に所定の年限在学し、所定の単位を修得した上で、修士論文審査及び最終試験に合格した者に対して授与する。

2 修士(口腔科学)の学位記は、様式第18のとおりとする。

3 学長は、修士(口腔科学)の学位を授与できない者に対しても、その旨を本人に文書で通知するものとする。

(修士(口腔科学)の学位授与の手続き及び審査)

第26条 修士(口腔科学)の学位授与の手続き及び審査については、別に定める。

(修士(口腔科学)学位論文の公表)

第26条の2 修士(口腔科学)の学位を授与された者は、その修士(口腔科学)学位論文をインターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

2 当該修士(口腔科学)学位論文を印刷公表した場合は、直ちに様式第21の修士(口腔科学)学位論文印刷公表届に印刷公表した修士(口腔科学)学位論文の別刷を添えて、本人から学長に届出るものとする。

(修士(口腔科学)の学位の名称の使用)

第27条 本学において修士(口腔科学)の学位の授与を受けた者が修士(口腔科学)の学位の名称を用いるときは、学位規則第11条の規定により、大阪歯科大学と付記するものとする。

(修士(口腔科学)の学位授与の取消し)

第28条 修士(口腔科学)の学位を授与された者が、学位規程に違反する方法若しくはその他不正の方法によって修士(口腔科学)の学位の授与を受けた事実が判明した場合又はその榮譽を汚す行為があった場合は、学長は医療保健学研究科大学院委員会及び医療保健学研究科会議の議を経て、修士(口腔科学)の学位の授与を取消し、修士(口腔科学)の学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 医療保健学研究科大学院委員会及び医療保健学研究科会議において前項の議決をする場合は、それぞれの会議の構成員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上が同意しなければならない。

第2節 博士課程（後期）

（博士（口腔科学）の学位授与資格）

第29条 学位規則第3条第1項の規定により、博士（口腔科学）の学位は、大学院学則第10条第3項に規定する医療保健学研究科博士課程（後期）に所定の年限在学し、所定の単位を修得した上で、博士論文審査及び最終試験に合格した者に対して授与する。

2 博士（口腔科学）の学位記は、様式第19のとおりとする。

3 学長は、博士（口腔科学）の学位を授与できない者に対しても、その旨を本人に文書で通知するものとする。

（博士（口腔科学）の学位授与の手続き及び審査）

第30条 博士（口腔科学）の学位授与の手続き及び審査については、別に定める。

（博士（口腔科学）学位論文内容要旨および博士（口腔科学）学位論文結果の要旨の公表）

第31条 学長は、博士（口腔科学）の学位を授与した場合は、学位規則第8条の規定に基づき、当該博士（口腔科学）の学位を授与した日から3か月以内に、その博士（口腔科学）学位論文内容要旨及び博士（口腔科学）学位論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（博士（口腔科学）学位論文の公表）

第32条 博士（口腔科学）の学位を授与された者は、学位規則第9条第1項の規定により、当該博士（口腔科学）の学位が授与された日から1年以内に、その博士（口腔科学）学位論文を本学の協力を得てインターネットの利用により公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ないと認められる理由により、博士（口腔科学）の学位が授与された日から1年以内に当該博士（口腔科学）学位論文の公表ができない場合は、本人が文書をもって直ちに学長に届け、医療保健学研究科大学院委員会及び医療保健学研究科会議の許可を得て、当該博士（口腔科学）学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとする。この場合において本学は、当該博士（口腔科学）学位論文の全文を、求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 当該博士（口腔科学）学位論文を印刷公表した場合は、直ちに様式第20の博士（口腔科学）学位論文印刷公表届に印刷公表した博士（口腔科学）学位論文の別刷を添えて、本人から学長に届出るものとする。

- 4 第1項又は第2項の規定に違反したときは、第24条第2項及び第3項の規定を適用する。

(博士(口腔科学)の学位の名称の使用)

第33条 本学において博士(口腔科学)の学位の授与を受けた者が博士(口腔科学)の学位の名称を用いるときは、学位規則第11条の規定により、大阪歯科大学と付記するものとする。

(博士(口腔科学)の学位授与の取消し)

第34条 博士(口腔科学)の学位を授与された者が、学位規程に違反する方法若しくはその他不正の方法によって博士(口腔科学)の学位の授与を受けた事実が判明した場合又はその名誉を汚す行為があった場合は、学長は医療保健学研究科大学院委員会及び医療保健学研究科会議の議を経て、博士(口腔科学)の学位の授与を取消し、博士(口腔科学)の学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- 2 医療保健学研究科大学院委員会及び医療保健学研究科会議において前項の議決をする場合は、それぞれの会議の構成員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上が同意しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和36年4月1日から施行する。

(規程の改正)

- 2 この規程は、昭和39年4月1日一部改正した。
3 この規程は、昭和46年4月1日一部改正した。
4 この規程は、昭和62年9月1日一部改正した。
5 この規程は、平成元年4月1日改正した。
6 この規程は、平成2年5月23日一部改正した。
7 この規程は、平成4年2月1日一部改正した。
8 この規程は、平成4年9月9日一部改正した。
9 この規程は、平成12年4月1日一部改正した。
10 この規程は、平成15年1月10日一部改正した。
11 この規程は、平成15年9月1日一部改正した。
12 この規程は、平成18年3月8日一部改正した。
13 この規程は、平成20年4月1日一部改正した。

- 14 この規程は、平成21年4月1日一部改正した。
- 15 この規程は、平成22年12月28日一部改正した。
- 16 この規程は、平成25年4月1日一部改正した。
- 17 この規程は、平成25年9月26日一部改正した。
- 18 この規程は、平成27年4月1日一部改正した。
- 19 この規程は、平成29年4月1日一部改正した。
- 20 この規程は、平成30年7月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 21 この規程は、2018年12月28日一部改正した。

(博士(歯学)学位規程に係る取扱い及び申し合せ等の廃止)

- 22 次に掲げる取扱い及び申し合わせ等は、平成元年4月1日をもって廃止する。
 - (1) 大学院における論文博士の取扱いについて
 - (2) 論文提出による学位請求者の研究歴に関する申し合せ
 - (3) 博士の学位を授与された者が留意すべき事項

(論文博士(歯学)の学位授与申請の手続に関する経過措置)

- 23 第8条第1項及び第2項の規定は、平成17年4月1日以降の入学者に適用し、それ以前の入学者については、従前の規定による。

(従前の規定)

第8条 論文博士(歯学)の学位授与申請をする場合は、所定の論文博士(歯学)学位授与申請書に博士(歯学)学位論文並びに所定の博士(歯学)学位論文目録、履歴書、博士(歯学)学位論文内容要旨及び博士(歯学)学位論文審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。ただし、納付した博士(歯学)学位論文審査手数料はいかなる理由があっても、返付しない。

- 2 前項に規定する博士(歯学)学位論文が、第10条第4項の規定に該当する場合は、前項規定の提出書類及び博士(歯学)学位授与審査手数料のほかに、第10条第5項の規定を遵守することの誓約書を提出するものとする。

(博士(歯学)学位論文の公表に関する経過措置)

- 24 改正後の第18条及び第19条の規定は平成25年4月1日以降に博士(歯学)の学位を授与された者に適用し、同日前に博士(歯学)の学位を授与された者については、なお従前の規定による。

(専攻科研究生に係る規程等の廃止)

- 25 「専攻科研究生に関する規程(平成18年1月25日施行)」及び「専攻科研究生の授業料免除に関する内規(平成22年11月25日実施)」は2018年12月28日を

もって廃止する。

(規程の改正)

26 この規程は、2020年4月1日一部改正した。ただし、第25条第2項及び第3項の規定は、医療保健学研究科の2018年度入学生から適用する。

27 この規程は、2021年2月1日一部改正した。

28 この規程は、2022年3月24日一部改正した。ただし、2020年4月1日から適用する。

29 この規程は、2024年4月1日一部改正した。

大阪歯科大学学位規程別表及び様式目次

別表第1 各研究機関における研究経歴年数として認める研究期間及び博士(歯学)学位授与申請予備審査の有無 (略)

別表第2 博士(歯学)学位授与申請資格者の学歴と研究経歴年数 (略)

別表第3 博士(歯学)学位論文審査及び博士(歯学)学位授与申請の関係書類の様式並びに提出部数一覧表 (略)

様式第1 博士(歯学)学位論文審査願(課程博士(歯学))※ (略)

様式第2 博士(歯学)学位授与申請書(論文博士(歯学)) (略)

様式第3 論文目録(課程博士及び論文博士)※ (略)

様式第4 履歴書(課程博士) (略)

様式第5 履歴書(論文博士) (略)

様式第6 博士(歯学)学位論文内容要旨(課程博士、論文博士共通) (略)

様式第7 誓約書(課程博士) (略)

様式第8 誓約書(論文博士) (略)

様式第9 博士(歯学)学位論文審査結果の要旨及び博士(歯学)学位授与審査調査委員の氏名(課程博士、論文博士共通)並びにその記載例 (略)

様式第10 最終試験結果の要旨及び博士(歯学)学位授与審査調査委員の氏名(課程博士)並びにその記載例 (略)

様式第11 学力確認結果の要旨及び博士(歯学)学位授与審査調査委員の氏名(論文博士)並びにその記載例 (略)

様式第12 試験結果の要旨及び博士(歯学)学位授与審査調査委員の氏名(論文博士)並びにその記載例 (略)

様式第13 大阪歯科大学大学院歯学研究科博士(歯学)学位論文内容要旨及び大阪歯科大学大学院歯学研究科博士(歯学)学位論文審査結果要旨の公表報告書(課程博士、論文博士共通) (略)

- 様式第14 博士（歯学）学位記（課程博士）（略）
- 様式第15 博士（歯学）学位記（論文博士）（略）
- 様式第16 博士（歯学）学位論文印刷公表届（課程博士、論文博士共通）及び添付書類（博士（歯学）学位論文の印刷公表について）（略）
- 様式第17 博士（歯学）学位記記載事項証明書交付願（課程博士、論文博士共通）（略）

様式第18 修士（口腔科学）学位記

第 号	年 月 日	論文題目	大阪歯科大学	学位記
本学大学院医療保健学研究科口腔科学専攻 の修士課程において所定の単位を修得し たので修士（口腔科学）の学位を授与する 学位論文の審査及び最終試験に合格				

様式第19 博士（口腔科学）学位記

第 号	年 月 日	論文題目	大阪歯科大学	学位記
本学大学院医療保健学研究科口腔科学専攻 の博士課程において所定の単位を修得し たので博士（口腔科学）の学位を授与する 学位論文の審査及び最終試験に合格				

様式第20 博士（口腔科学）学位論文印刷公表届及び添付書類（博士（口腔科学）学位論文の印刷公表について）

大阪歯科大学学長 殿	
博士（口腔科学）（第	号）
氏 名	
博士（口腔科学）学位論文印刷公表届	
博士（口腔科学）学位論文を下記のとおり印刷公表しましたので、その別刷1部を添えてお届け致します。	
記	
1	博士（口腔科学）学位記授与年月日
2	博士（口腔科学）学位論文の題名
3	印刷公表した雑誌の名称、巻号及び発表年月日又は発表年月
年 月 日	本人 印

様式第21 修士（口腔科学）学位論文印刷公表届及び添付書類（修士（口腔科学）学位論文の印刷公表について）

大阪歯科大学学長 殿
修士（口腔科学）（第 号）
修士（口腔科学）学位論文印刷公表届
修士（口腔科学）学位論文を下記のとおり印刷公表しましたので、その別刷1部を添えてお届けいたします。
記
1 修士（口腔科学）学位授与年月日
2 修士（口腔科学）学位論文の題名
3 印刷公表した冊子の名称、巻号及び発表年月日又は発表年月
年 月 日
本人 印

附表 博士（歯学）学位授与申請受理から博士（歯学）学位授与審査及び博士（歯学）学位授与の報告までの手続一覧表

注 ※ 別表及び様式においては、「課程博士（歯学）」及び「論文博士（歯学）」は、それぞれ「課程博士」及び「論文博士」と略称するものとする。

別表第1（第6条関係）

各研究機関における研究経歴年数として認める研究期間及び博士（歯学）学位授与申請予備審査の有無

研究機関番号	研究に従事した研究機関又は研究歴	研究経歴年数として認める研究期間	博士（歯学）学位授与申請予備審査の有無
1	本大学（基礎系及び臨床系）	教員として研究に従事した期間	無
2	本学大学院（ただし、退学者）	在学期間	
3	本大学専攻生（本大学院講座）	在学期間	
4	本大学附属病院	診療科教員（ただし、平成31年4月1日以降）として臨床研究に従事した期間	
5	本大学附属病院	病院医員若しくは診療科教員（ただし、平成29年4月1日から平成31年3月31日まで）として臨床研究に従事した期間の1/2	
6	本学以外の医学若しくは歯学又はその他の自然科学系の学部又は大学	在学して研究に従事した期間	有（ただし、例外あり）
7	本学以外の医学若しくは歯学又はその他の自然科学系の大学院（ただし、退学者）	在学期間	
8	権威ある研究機関又は研究施設	在籍して研究に従事した期間	

注 1) 研究機関番号2の研究機関の退学者とは、本学大学院博士課程の中途退学者又は第5条第1項の規定に該当する者であるとする。

2) 研究機関番号5の研究機関の研究経歴年数として認める研究期間は、1年に満たない期間があれば切り捨てとし、3年を限度とする。なお、平成22年4月1日現在で病院教員であった者については、病院医員に準ずる。

3) 研究機関番号7の研究機関の退学者とは、本学大学院博士課程以外の医学若しくは歯学又はその他の自然科学系の大学院の博士課程若しくは修士課程の中途退学した者又は博士課程若しくは修士課程に所定の年限在学し、所定の単位を修得して退学した者であるとする。

4) 研究機関番号8の権威ある研究機関又は研究施設として認めるものは、国立又は公立の研究所等における歯学又は医学に関係のある学術研究機関又は学術研究施設とする。

別表第2（第6条関係）

博士（歯学）学位授与申請資格者の学歴と研究経歴年数

研究経歴年数		
博士（歯学）学位授与 申請をする区分	歯学又は医学の 学部又は大学を 卒業した者	4年制の自然 科学系の大学 を卒業した者
歯科基礎系（注1）に博士（歯学） 学位授与申請をする場合	5年以上	7年以上
歯科臨床系（注2）（内科学及び 外科学を含む）に博士（歯学） 学位授与申請をする場合	6年以上	8年以上

注 1）歯科基礎系 解剖学（2専攻科）、生理学、生化学、病理学、細菌学、薬理学、
歯科理工学、口腔衛生学、先端歯学

2）歯科臨床系 歯科保存学、歯内治療学、歯周病学、高齢者歯科学、
有歯補綴咬合学、欠損歯列補綴咬合学、口腔外科学（2専攻科）、
歯科矯正学、歯科放射線学、小児歯科学、歯科麻酔学、
口腔インプラント学、障害者歯科学

3）研究経歴年数が歯科基礎系及び歯科臨床系の両者にわたる場合は、歯科基礎系に
おける年数に5分の6を、また歯科臨床系における年数に6分の5を乗じて得た年
数と、乗じなかった他の系における年数とを併算するものとする。

別表第3（第9条・第10条関係）

大阪歯科大学学位規程（第9条）における博士（歯学）学位論文審査及び博士（歯学）学位授与申請の関係書類の様式並びに提出部数は、次のとおりとする。

1	博士（歯学）学位論文審査願（課程博士、様式第1）		
	博士（歯学）学位授与申請書（論文博士、様式第2A、第2B）		1通
2	博士（歯学）学位論文	冊子体	30部
		電子媒体	1部
	参考論文		各3部
3	論文目録（課程博士、様式第3A-1、様式第3A-2）		
	論文目録（論文博士、様式第3B）		30部
4	履歴書（課程博士、様式第4）		
	履歴書（論文博士、様式第5A-第5C）		30部
5	博士（歯学）学位論文内容要旨（課程博士、論文博士共通、様式第6）		30部
6	誓約書（課程博士、様式第7）		1通
	誓約書（論文博士、様式第8）		1通
7	未印刷公表博士（歯学）論文掲載証明書（課程博士、論文博士共通）		1通

注 1) 1の書類は、所定の用紙を用いる。

2) 2の博士（歯学）学位論文は、学位規程第10条第1項から第5項までの規定によって作成されたもので、インターネットで公表するうえで必要な利用許諾手続を行ったものとする。

3) 3、4、5及び6の各書類は、タイプ印刷とする。

なお、用いる用紙は、日本工業規格A4の上質紙とする。

4) 7の書類は、博士(歯学)学位論文発表細則第4条第4号に規定する未印刷公表博士（歯学）論文が掲載される専門学会誌の編集機関発行のものとする。ただし、その様式は、当該専門学会誌編集機関の定めるものとする。